

V 算定の方法

算定の方法としては、マーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した。それは、上記の目的を達成するために必要であるからである。最低限必要な「生活の質」を満たすために、どれだけの財が必要かを測るためには、必要な物量の一つ一つ積み上げる方法が最も適している。また、その当不当を判断するのに理解しやすいと考えた。それがこの方式を採用した最大の理由であるが、また、この方式の欠点も古くから指摘されている。それは、食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない、といった指摘である。この欠点をどれだけ克服できるかが、この方式を採用して算定する場合、最大の鍵となる。

ここで算定した「最低生計費」は一種の理論的生計費ではあるが、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているわけではない。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、「持ち物財調査」や「生活実態調査」「価格調査」を実施し、それを基礎資料として算定しているところに特徴がある。その算定の基本的な方法は、以下の通りである。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、「持ち物財調査」に基づいて、原則7割以上の保有率の物を「人前にでて恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目毎に積み上げて算定した。また、耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」を参考にした。

購入先について、生活実態調査に基づき想定した。生活実態調査では、購入先についても聞いている。それによれば、世帯モデルによって多少の違いはあるにしても、最も多いのが、「大型スーパー」や「大型電気店」、「ホームセンター」であった。これらの購入先で価格調査を実施した。

「価格調査」の方法としては、それぞれの品目のそのお店の最低価格、最多・標準価格、最高価格を調査した。外出用の品目については、「人前に出て恥をかかないように」最低価格は避けて、標準価格を用いた（*印をつけて表している）。それ以外については、最低価格を用いている。

② 食費については、2005年の総務庁「家計調査」の品目分類に基づいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4

(注)

マーケットバスケット方式で算定した例として、1974年に当時の総評が算定した「理論生計費」がある。これは、労働者の「あるべき生活像」を想定して算定している点に特徴がある。例えば、「より人間らしい生活」として次のように想定している。「労働時間短縮等を反映した能動型、主体的行動型の余暇を考慮すべきだ」として、「ハイキング、スキー、登山、家族旅行などの比重を高めたほか、単身世帯では語学研修、複数世帯では主婦のけいこごと、夫の趣味（釣り）、長男のサイクリング、長女のピアノのレッスンなどを配慮することにした。」と述べている。その結果、算定された「理論生計費」は、現実の賃金とは大きくかけ離れたものとなった。この例は、労働者の現実の生

活様式や社会慣習、社会活動から遊離して理論的に生計費を算定したものといえる。

それに対し、江口英一は、「持ち物財調査」など労働者・国民の生活の実態を調査し、それを基礎資料として「最低基準生活費」をマーケットバスケット方式で算定している（江口英一・松崎衆太郎著「第5章第1節生活再構築のための最低生活基準」、江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、1987年、所収。江口英一・金澤誠一著「第5章第2節最低基準・最低標準生活費」、江口英一編著『改定新版生活分析から福祉へ』光生館、1998年、所収）。ここで算定した「最低生計費」も、江口英一の方法を用いたものである。

つの食品群に分けてそれぞれ計算した。なお、2008年5月時点での食費の物価上昇率は、2005年に比べ2.6%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『2008年版五訂増補食品成分表資料編』に基づき、世帯モデル毎に、1日当たりの必要なカロリーを算出した。

また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量＝g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）に基づいて必要な栄養を満たすように、食費を試算した。香川教授の試算に基づきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、食べ残しなどの廃棄率を5%とした。

朝食については、生活実態調査の結果、世帯モデルごとに、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかに基づいて算定している。

また、昼食や夕食についても、同様に、生活実態調査の結果から、どこでどのような食事の仕方をし、その費用に基づいて算定した。

また、仕事の帰りや休日にお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用に基づいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成18年度から平成27年度）による「最低居住面積水準」に基づき、単身世帯25㎡、2人世帯30㎡、3人世帯40㎡、4人世帯50㎡とした。

家賃については、住宅情報誌にもとづきさいたま市での家賃を調査し、その最低価格を採用している。また、更新期間及び更新料についても、生活実態調査に基づいて算定している。

④ 教育費については、文科省平成18年度「子どもの学習費調査」に基づいて算定した。学校給食費は、食費の中に入れるために除外した。この調査の結果に基づき、支出率7割以上の費目について、その支出平均額を計上した。

また、大学生の教育費については、日本学生

支援機構による「平成16年度学生生活調査」結果を用い、自宅通いで、私立大学で学んでいることを前提に算定した。

⑤ 教養娯楽サービスについては、「生活実態調査」の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用に基づいて算定した。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果に基づいて、算定した。

⑥ 理美容サービスについては、理髪料として、成人男性の場合、1回4,000円、中学男子 1回3,000円、小学女子 1回2,500円、ヘアーカット代 1回3,300円として計算した。2か月に1回利用とした。

⑦ 交通・通信費については、「生活実態調査」の結果から、首都圏であり、公共交通機関が比較的に利用しやすいことを前提に、自動車の所有はないものと想定した。自転車については、夫婦と未婚子世帯や夫婦のみ世帯、母子世帯では保有率が8割から9割と高かった。若年単身世帯及び高齢単身世帯では6割と低い。この結果から、前者は自転車の保有があるものとし、後者は保有がないものとした。

東京への勤務を想定していることから、通勤はJR埼京線を利用して、武蔵浦和から新宿までの定期券の定期代を想定した。この場合、6ヶ月定期代5万4,440円の1ヶ月分として9,073円とした。基本的には、この定期を利用して休日の行楽や買物を行うものとした。また、共働きを想定しているが、世帯主だけが都心に通勤し、配偶者は、さいたま市近辺で働いているものとした。その通勤手段としては、先の自転車を想定した。また、世帯主以外の家族の場合、定期券をもたないため、買い物や行楽のための交通費として、1回500円を想定し、月6回とした。

通信費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

⑧ 水道・光熱費、医療費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

⑨ 交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計した。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物についても、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計した。

第3に、お中元やお歳暮についても、生活実態調査の結果から推計している。

第4に、自治会費などの負担費や社会福祉協議会の会費、赤い羽根募金、祭りの寄付を想定した。ただし、世帯モデルによって、生活実態調査結果から近所つきあいの程度が異なり、それによって負担費を推計した。

第5に、住宅関係費として、共益費は「生活実態調査」並びにさいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査結果から算定した。

第6に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し、5,000円の参加費として算定した。

第7に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、中年・高齢者の場合には、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回5,000円とした。

⑩ こづかいについては、子どもについては、日銀金融広報委員会による平成18年「家計の金融資産に関する世論調査」の中の「こどものこづかい額」の調査結果を参考にして算定した。これによれば、小学4年生の場合で約1,000円、6年生の場合で約1,500円、中学生で約3,000円、高校生で約6,000円となっている。これは年間収入階級別に見てもほとんど変わらない。

また、大人については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやオーディオ関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、「持ち物財調査」では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として月6,000円とした。

⑪ その他、予備費として、消費支出の1割を計上している。これは、これまで計上してきた最低生計費は、いわば平均的な人間を想定したものである。しかし、実際には、個々人の多様性が存在し、例えば、身長や体重の違いにより熱エネルギー量は異なる。また、めがねを必要としたり補聴器を必要としたり、その人の健康状態によっても異なる。医療費や交通通信費、冠婚葬祭費などもその時々によって異なる可能性がある。そういった点を考慮して予備費を設けたのである。

以上が、算定方法の概要であるが、世帯モデルごとに異なる場合がある。その場合には、以下の具体的算定に際して、その算定方法を説明している。